

茨城県生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、生産性向上に資する設備導入等の取組を進める医療機関等に対し、予算の範囲内で給付金を交付するものとし、その給付金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項により定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 本事業は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、医療施設等に対して給付金として交付することにより、業務の生産性を向上させ、職場の処遇改善につなげることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この給付金は、令和7年4月1日医政発 0401 第5号厚生労働省医政局長通知の別紙「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」に基づき、本事業の対象となる医療機関等（以下「対象医療機関等」という。）が実施する事業を対象とする。

2 対象医療機関等は、令和7年3月31日までに以下の診療報酬のいずれかを地方厚生局に届け出ている施設とし、対象期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。対象施設、基準額及び対象経費は、別表のとおりとする。

- (1) 0100 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
- (2) P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
- (3) 0102 入院ベースアップ評価料 (医科)
- (4) P102 入院ベースアップ評価料 (歯科)
- (5) 訪問看護ベースアップ評価料 (I)

施設	基準額	備考
病院 有床診療所（医科、歯科）	許可病床数×40千円	※許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設×180千円を支給する。
無床診療所（医科、歯科）	1施設×180千円	
訪問看護ステーション	1施設×180千円	

3 前項に係る消費税及び地方消費税は、対象経費に含めないものとする。ただし、事業者が免税又は簡易課税事業者の場合などは、消費税及び地方消費税を含む経費を対象経費とすることができる。

(交付額の算出方法)

第4条 この給付金の交付額は、次により算出した額（1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。）の範囲内の額とする。

- (1) 第3条別表に定める基準額と交付申請額とを比較して少ない方の額を交付決定額とする。
- (2) 交付決定額と実支出額を比較して少ない方の額を交付額として算出する。

(支給対象となる取組)

第5条 この給付金の支給対象となる取組は以下のとおりとする。

取組	具体例
I C T機器等の導入による業務効率化	タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入等
タスクシフト/シェアによる業務効率化	医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア
給付金を活用した更なる賃上げ	処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

(給付金の交付申請)

第6条 給付金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに別紙様式1「茨城県生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金申請書」に別添様式「支給申請書兼口座振込依頼書」を添えて、知事に提出しなければならない。

(給付金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請があった場合には、給付金の交付決定を行い、交付決定通知書(様式第1号)により通知する。

(給付金の交付)

第8条 給付金は、全額概算払により交付する。

(申請の取り下げ期間)

第9条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、第7条の交付決定通知書の送付を受けた日から15日以内とする。

(事業の中止等)

第10条 事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により知事の承認を得なければならない。

2 事業者は、事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(計画の変更)

第11条 事業者は、事業の内容について変更をする場合は、実績報告をもってこれに代えることができる。

(実績報告)

第12条 事業者は、事業が完了したとき(事業を中止し又は廃止した時を含む。)は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、別紙様式2「茨城県生産性向上・職場環境整備等支援事業実績報告書」に概算払精算書(茨城県財務規則様式第102号)を添付し、知事に提出しなければならない。

(給付金の額の確定)

第 13 条 給付金の額の確定は、給付金確定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

(給付金の返還)

第 14 条 事業者が以下のいずれかに定める事項に該当する場合、給付金の返還をしなければならない。

- (1) 申請内容が明らかに事業の目的に合致していないと認められる場合。
- (2) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められる場合。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第 15 条 第 3 条第 3 項により消費税及び地方消費税を対象経費に含めた場合で、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により給付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した際（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、様式第 3 号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、給付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第 16 条 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上（民間団体にあつては 30 万円）の機械、器具及びその他の財産については、施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この給付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

- 2 知事の承認を得て財産を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 3 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(書類の整備等)

第 17 条 事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を給付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

(調査)

第 18 条 この給付金の交付を受けた医療施設等は、知事が行う、この給付金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。

付 則

この要項は、令和 7 年 6 月 23 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日に遡及して、これを適用する。